

## 寄附金税制が抜本的に変わりました

平成 21 年度の個人住民税から、寄附金控除が次のとおり拡充されます。

- 寄附金にかかる控除の適用下限額が 10 万円から 5 千円に引き下げられました。
- 寄附金にかかる控除がこれまでの「所得控除方式」から「税額控除方式」へ改められました。
- 控除の対象となる寄附金額の上限が、総所得金額等の 25% から 30% に引き上げられました。

### ■ 寄附金控除の概要

都道府県または市区町村への寄附のうち、適用下限額の 5 千円を超える部分について、基本控除に加え、特例控除額として個人住民税所得割の 1 割を限度として税額控除されます。また、住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄附金のほか、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県もしくは市区町村が条例で定めたものも対象です。

#### 問い合わせ先

役場税務課住民税係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 3 5 5 ・ 1 4 1 ・ 1 4 2

## 平成 21 年度は、 固定資産税の評価替えの年です。

### Q 固定資産税の評価替えとは？

固定資産税の土地と家屋については、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき 3 年ごとに評価替えを行い、1 月 1 日（賦課期日）現在の価格を固定資産税課税台帳に登録します。

過去 3 年間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均等のとれた価格に見直す作業となります。なお、土地の価格については、最近では、地価下落傾向にあり、毎年見直しを行うようにしています。



### 固定資産税の現況課税について！

#### Q 現況調査とは・・・？

町内の土地の状況（田、畑、山林、宅地等の利用状況）や家の新築、増築、解家などを調査することです。

（例）登記簿上は、農地（田、畑）や山林ですが、資材置場や駐車場等として利用している場合、現況調査により課税地目を雑種地とみなして課税されます。税額も農地や山林に比べ高額となる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 役場税務課固定資産税係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 145 ・ 146